

# 垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第36回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年5月24日（月） 午前9時30分～午前10時14分

場 所 全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千秋
2	中間 信二	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之(欠席)
5	瀬角 初美	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀 和

農地係長 美 坂 康 人

副 主 幹 港 友 和

主 査 神 川 綾

## 付 議 事 件

- (1) 非農地について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農地法第5条許可申請について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 「農業委員会事務の実施状況の公表について」に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について
- (6) 令和3年度農作業標準賃金の策定について
- (7) 令和3年度田畑売買価格の把握について

議 事

議 長	会長あいさつ。
係 長	諸般報告。
議 長	<p>ただいまから、第36回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は10名中9名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、2番中間委員、3番大迫委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号非農地について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号の2ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番、申請人〇〇〇〇様、申請地は地目畑、〇〇字〇〇番、〇〇番、合計面積は3,307㎡となっております。</p> <p>両申請地とも雑草や木が繁茂しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から山林に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
5番委員	<p>5月14日、私と下瀬委員、事務局2名計4名で現地調査を行いました。申請人は、〇〇〇〇さんで申請地を確認したところどちらも竹や雑木等が茂っていました。また、申請人は、鹿児島市内に住んでおり、今後、農業を続けることもできなくなるため、申請地を畑に復旧することは大変困難なことから畑から原野に地目の変更をしたいということでした。以上のことから農地として使うことは困難であると判断しました。</p>
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。



8 番委員	<p>3 番の譲渡人、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで、本人の希望によります経営規模拡大ということで問題ありません。</p> <p>4 番の譲渡人、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで、本人の希望によります経営規模拡大ということで問題ありません。</p>
3 番委員	<p>5 番の譲渡人、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇の後継者が頑張っているということで、〇〇さんからの贈与ということで問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	<p>異議がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	はい。
議 長	<p>議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 3 号農地法第 5 条許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の申請は 2 件となります。</p> <p>議案第 3 号の議案書 6 ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 9 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 1 番について御説明致します。</p> <p>受付番号 1 番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇町〇〇番、面積は 45 m<sup>2</sup>となっております。申請人は、自宅への通路とする計画です。</p> <p>続きまして、受付番号 2 番についてご説明いたします。</p> <p>住宅地図 10 ページ、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番、面積は 528 m<sup>2</sup>となっております。申請人は、現在市外にお住まいですが、申請地周辺の住環境が良好であるため、申請地に一般住宅を建設する計画です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
4 番委員	<p>5 月 14 日、私と瀬角委員、事務局 2 名計 4 名で現地調査を行いました。</p>

	<p>受付番号1番、申請人の〇〇〇〇さんは、市内に住んでおり、申請地は、北は畑、南は畑、西は雑種地、東は宅地であります。そこで自宅への通路としたいとのことです。造成せず、現状のまま使用し、近隣の農地や宅地へ影響を及ぼすこともないため何ら問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
5番委員	<p>受付番号2番の報告をします。</p> <p>5月14日、私と下瀬委員、事務局2名計4名で現地調査を行いました。</p> <p>申請人の〇〇〇〇さんは、市外に住んでおり、申請地に一般住宅を建設したいとのことでした。申請地は、東側は宅地、西側は荒地でしたが、数年耕作されておらず、申請地にも雑木等が生えていました。南側は道路で、汚水生活排水は、合併浄化槽で処理し、被害防除計画書のとおり行うということでした。近隣の農地や宅地に影響を及ぼすこともありません。</p> <p>また、地積が528㎡ですが、500㎡を超えていますが、10%未満ということで何ら問題ないということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件目の申請地は市役所から北西へ約300mに位置します。</p> <p>申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。申請人は、垂水市に居住する個人で、自宅までの通路とする計画です。申請地は、造成計画はなく、現状のままで利用する計画です。周囲の農地は、申請者の姉の農地であり、影響が及ぶことはなく問題はないと考えます。</p> <p>2件目の申請地は市役所から南東へ約850mに位置します。</p> <p>申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。申請人は、鹿屋市に居住する個人です。申請地周辺の住環境が良好であるため、申請地に一般住宅を建設する計画です。代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。資金面は自己資金で賄う計画です。被害防除の面では、盛土を行い、よう壁を設けるとのことです。用水計画は、</p>

	<p>公共上水道を利用、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことです。周囲に影響が及ぶような農地はなく何ら問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員並びに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>
議 長	<p>議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。 議案書8ページをお開きください。 今月は、田44筆37,146㎡、畑12筆15,775㎡の合計56筆52,921㎡の利用権設定があり、全て新規設定となっております。 それでは、順番に説明いたします。 今回は全て新規設定ですので、新規設定・再設定区分は割愛させていただきます。 1、2番は、10年間の使用貸借です。 3、4、5番は、5年間の使用貸借です。 6番は、5年間の賃貸借です。 7番、8番は10年間の賃貸借です。 9番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で2回出て参ります。 まずは、所有者と公社との契約について説明いたします。 9番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。 10番は、10年間の賃貸借です。 11番は、10年間の使用貸借です。 12番、13番は、10年間の賃貸借です。 14番から17番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。 18番以降は、9ページをご覧ください。 18番から21番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。</p>

	<p>22番から25番は、5年間の使用貸借です。  26、27、28番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。  29番は、19年7ヶ月間の貸貸借です。  30番から32番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。  33番以降は、耕作者と公社との契約になります。  33番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。  34番は、10年間の貸貸借です。  35番以降は、10ページをご覧ください。  35番は、5年間の使用貸借です。  36番は、10年間の使用貸借です。  37、38番は、10年間の貸貸借です。  39番から45番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。  46番から48番は、5年間の使用貸借です。  49番は、19年7ヶ月間の貸貸借です。  50、51番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。  52番以降は、11ページをご覧ください。  52番から56番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。  これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の要件を満たしております。  説明は以上です。</p>
議長	次に担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
3番委員	1番2番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんで10年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。
6番委員	3番4番貸人〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、借人はいずれも〇〇〇〇さんで〇〇〇〇さんの経営規模拡大ということで5年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。
8番委員	<p>5番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん、5年間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。  6番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん、5年間の貸貸借の新規契約ということで問題ありません。</p>
10番委員	<p>7番8番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん10年間の貸貸借の新規契約ということで問題ありません。  耕作放棄地解消事業を使い、〇〇〇〇の経営規模拡大です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。  ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。</p>



議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	<p>議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第5号農業委員会事務の実施状況等の公表についてに基づく令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第5号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は令和2年度点検評価案が13ページから20ページ、令和3年度活動計画案が21ページから23ページになります。</p> <p>先月、令和2年度点検評価案及び令和3年度活動計画案をお示しし、市のホームページにて地域住民や農業者の皆さまへ意見募集を行いました。</p> <p>これについて、現在までに事務局宛に意見等がございませんでしたので、報告いたします。</p> <p>加えまして、点検評価案I-1農業委員会の状況内の農業の概要、及び、活動計画案I-1農業委員会の状況内の農家・農地等の概要において、農林業センサス結果に基づく数値を計上することとなっており、前回の議案提出の段階では2015年農林業センサス結果に基づく数値を計上しておりましたが、農林水産省より令和3年4月27日付けで2020年農林業センサス結果が公表されたため、2020年農林業センサス結果に基づく数値へ更新しましたので報告いたします。</p> <p>つきましては、点検評価及び活動内容議案のとおり、令和2年度点検評価及び令和3年度活動計画を決定してよろしいか伺います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。
議 場	なし。
議 長	それでは、議案第5号について、修正の必要はないと決定してよろしいですか。
議 場	はい。

議 長	<p>議案第 5 号は、修正の必要はないと決定いたしました。</p> <p>次に議案第 6 号令和 3 年度農作業標準賃金の策定について上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書 25 ページをお開きください。</p> <p>本年度も昨年度の賃金項目に基づき資料を作成いたしました。一般賃金の最低賃金の部分につきまして、令和 2 年 10 月 3 日に鹿児島県の最低賃金が時間当たり 793 円に改定されたことを受けて、最低賃金が県最低賃金を下回った時は、県最低賃金の額と同一とする。という取り決めに従い、6,344 円以上の金額である必要があります。この点を考慮の上、一般賃金の最低額を検討していただきたいと思えます。</p> <p>本日配布資料になります A3 の表は、県内各市ならびに肝属地区各町の標準農作業賃金表をもとに該当部分を抜き出して一覧表にまとめたものであります。</p> <p>各市町で定めている賃金表は、その地域の実情に応じて項目を決めており、県内各市町統一されたものではありませんので、本市の賃金項目に該当するものがなく、空欄になっている市町も多く見受けられます。</p> <p>また、調査時期の都合によりまして、改訂されていた各市町については令和 3 年度、改訂前であったものは令和 2 年度の資料提供となりましたのでご了承下さい。</p> <p>なお、金額に変動幅があるものは、優良農地、山間部農地など地域ごとによって請負金額が異なるため、統一金額を決めていない場合であります。</p> <p>委員の皆様にて本市の実情を鑑み、各項目の適正な金額を審議していただきたいと思えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは上の方から決定していきたいと思えます。</p> <p>まず、一般賃金の最高・最低についてですが、皆様のご意見をお聞かせください。</p> <p>一般賃金は、例年のとおり最高を決めずに、最低賃金だけを決めるということよろしいですか。</p> <p>それでは、県最低賃金の額と同一とするという取り決めに従い、6,344 円よろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>

議 長	次に作業の賃金を決定していきたいと思います。 何かご意見はありませんか。
8 番委員	コンバインのところでお願いがあります。コンバインで刈り取りから籾乾燥までとありますが、委託をされて刈り取りをする人が垂水は多いのです。その中で田んぼが沼田とかへる所とか乾燥している所があります。そういう所は、作業時間がかかったり、機械が汚れたりするので改善して欲しいと声があり、2,000 円ぐらい上げて欲しいです。
議 長	今、永吉委員から意見がありましたが、皆さん意見はありませんか。 井之上推進委員が田んぼをしているので意見をお願いします。
井之上 推進委員	私も永吉委員と同じ意見です。
議 長	2,000 円ぐらいでいいですか。
8 番委員	2,000 円でいいと思います。
3 番委員	すぐに高くは上げられないから 2,000 円でいいと思います。
議 長	その他のところに整備されていない田んぼは、2,000 円プラスしますという表記を加えるということでもいいですか。 整備されていない田んぼは、33,000 円足す 2,000 円の 35,000 円ということよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	他に何か意見はございませんか。
議 場	なし。
議 長	では、他については前年どおりとしてよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	以上で令和 3 年度農作業標準賃金の策定について決定しました。 次に議案第 7 号令和 3 年度田畑売買価格の把握について上程します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 7 号の令和元年度田畑売買価格の把握について説明いたします。 この調査は、全国農業会議から県農業会議、市町村農業委員会を通じて、農地の耕作を目的とした売買価格と転用を目的とした売買

	<p>価格を主体にその傾向を取りまとめるため、昭和 31 年度から継続的に実施している調査であります。</p> <p>垂水地区、新城地区、牛根地区にそれぞれ調査地区を設け、その動向を把握しようとするものですが、調査地区での土地の売買がないのが実情です。従いまして、売り手・買い手双方が妥当とみて実際に取引されるであろう売買価格を把握するため、農地のことに精通された農業委員のみなさんの意見を参考にして算出することとなっておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、県農業会議より調査地域の変更は構わないが、急激な価格変更はさけて欲しいとの指導を受けているところです。</p> <p>地区は前年度と同一としてご審議いただきますようお願い致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、垂水地区から新城地区、牛根地区の順で各地区の委員のご意見をお願いいたします。</p>
8 番委員	<p>垂水地区は前年度と同じ価格でいいと思います。</p> <p>実際の価格はこれ以下なんですけど、下げられない。</p>
議 長	<p>次に新城地区をお願いします。</p>
1 番委員	<p>新城地区も前年度と同じでお願いします。</p>
議 長	<p>次に牛根地区をお願いします。</p>
7 番委員	<p>牛根地区も前年度と同じでお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、各地区とも売買価格は前年どおりでよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>
議 長	<p>異議がございませんので、議案第 7 号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>
議 長	<p>異議がございませんので、議案第 7 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上をもちまして、第 36 回総会を終了します。</p>

垂水市農業委員会

会 長 葛 迫 巧

署名委員 中 間 信 二

署名委員 大 迫 和 昭